

物件購入までの流れ

公示日：令和3年8月20日(金)

・関係資料を配付します。

※物件の引渡しは現況有姿となります。申込みにあたっては必ず現地や諸規制の状況を確認してください。

「普通財産売払申請書」、「同意書(契約内容の公表)」の作成

・今回配付する所定の様式を使用してください。

申込み受付(売払申請書及び同意書の提出)

受付期間:令和3年9月6日(月)から令和4年1月19日(水)まで

- ・午前9時～正午、午後1時～午後5時(土・日・祝日を除く)までの間、受け付けます。また、最終日は午後5時必着です。
- ・受付場所に直接持参または郵送(簡易書留郵便)により提出してください。
 - ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、極力郵送による提出をお願いします。
- ・受付場所は、物件が所在する東海財務局、財務事務所、出張所です。

契約相手方の決定

- ・先着順とし、普通財産売払申請書及び同意書の提出を受けた後、受付日及び優先順位等を記載した「普通財産売払申請書の受理について」を郵送により交付します。
- ・同一物件に対し、同一日に複数の申込みがあった場合には、原則、売払申請書提出日の翌営業日10時に「くじ」により優先順位を決定します。(売払申請者又は代理人によるくじ引きができない場合には、国が指定した者が代わってくじを引きます。)
- ・申込者について資格要件の確認を行い、要件が確認でき次第、「契約相手方決定通知書」を交付します。

契約(※契約締結期限:令和4年2月18日(金))

- ・原則、契約相手方決定通知後30日以内に売買契約を締結しなければなりません。

売買代金の支払

- ・契約締結日に全額支払うか、契約保証金を納付し、契約締結の日から20日以内に残金を納付していただきます。

所有権の移転

- ・売買代金を全額納付した時に移転します。所有権移転登記の手続きは国が行います。
- ・所有権移転登記には登録免許税が必要です。